

報告 第2回多摩地域の消費者団体交流会

～「消費者教育推進法」をどう活かす!～

【日時】2013年7月8日(月)13:30～16:20 【会場】東京都多摩消費生活センター
 【参加者】消費者団体(27名)、生協(15名)、行政(11名)、弁護士団体(10名)、その他(1名) 計64名
 【主催】「多摩地域の消費者団体交流会」実行委員会 【協賛】東京都消費者月間協賛事業
 <実行委員会参加団体> 立川市消費者団体連絡会、西東京市消費者団体連絡会、多摩のくらしを考える
 コンシューマーズ・ネットワーク、多摩パブリック法律事務所、東京三弁護士会多摩支部、
 TOKYO消費者行政充実ねっと、東京消費者団体連絡センター、東京都生協連消費者行政連絡会

【スケジュール】

- ・開会挨拶 釜井英法(TOKYO消費者行政充実ねっと)
- ・基調講演 ① 消費者庁から～国の消費者行政の動き、消費者教育推進について
 講師:消費者庁長官 阿南久さん
- ② 東京都から～消費生活基本計画、都の消費者教育推進について
 講師:東京都生活文化局消費生活部企画調整課課長 吉村幸子さん
- ・報告<事例紹介>①東京都生協連消費者行政連絡会 那須淑夫
- ②多摩のくらしを考えるコンシューマーズ・ネットワーク 五十嵐ちづ子
- ・ワークショップの説明 東京消費者団体連絡センター 矢野洋子
- ・ワークショップと発表 <テーマ>～「消費者教育推進法」をどう活かす!
- ・閉会挨拶 笹波真智子(多摩のくらしを考えるコンシューマーズ・ネットワーク)



「子どもを事故から守る！」
 テーマソングを歌う
 阿南久消費者庁長官と
 キャラクターのアブナイカモ

【開会挨拶】



釜井英法さん
 (TOKYO消費者行政充実ねっと)

昨年末施行された教育推進法をどう活かすか、消費者である自分達がどう主体的に行動していけばよいのか。内容を学習した上で、もっと主体的に動くために、仲間を増やすために、どうしたらよいか気付き活用できる、充実した会にできたらと思っています。



阿南久消費者庁長官

【講演内容】

①消費者庁から「国の消費者行政の動き、消費者教育推進について」

- 地域における“協働”のネットワークづくり
- 消費者庁NOW!
 ～国会関連
 「食品表示法」～平成25年4月国会提出⇒6月21日成立
 「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」～平成25年4月19日国会提出⇒衆議院にて継続審査
 ～閣議決定関連
 ・「平成25年版消費者白書」⇒平成25年6月21日決定。
 平成24年12月13日施工の「消費者基本法の一部を改正する法律」(議員立法)に基づく。
 ・「消費者事故等に関する情報の収集及び分析の取りまとめ結果の報告」⇒平成25年6月21日決定。
 ・「消費者基本計画改定」⇒平成25年6月28日決定。
 ・「消費者教育の推進に関する基本的な方針」
 ⇒平成25年6月28日決定。平成24年12月13日施工の「消費者教育の推進に関する法律」に基づく。多様な意見を反映して内閣総理大臣と文部科学大臣が案を作成。

- 今年消費者教育元年!
- 誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、消費者教育を受けられることができる機会を提供し、効果的に推進
 「消費者教育の推進に関する法律」平成24年12月13日施行
 「消費者教育推進会議」設置
 ⇒平成25年6月28日「基本方針」策定
- 消費者庁からの発信～気づきと学びの促進～
 消費者に知らせて注意を促す事業者等には是正を求める
- 施策の推進と共有!～“連帯”と“協働”の促進～
 平成25年度の重要課題
 「消費者力向上の総合的支援」「地域力の強化」「消費者の信頼の確保」
- ・子どもを事故から守る!プロジェクト
- ・食べもののムダをなくそうプロジェクトの推進
- “消費者市民社会の構築”と行政の役割
- ・消費者主役の社会
- ・消費者庁・地方消費者行政の役割～権利擁護と自立支援
- くらしのすべてが消費者課題!
 消費者も、事業者も、学び、行動し、連帯し、
 消費者市民社会の構築をともに!



吉村幸子課長

②東京都から「消費生活基本計画、都の消費者教育推進について」

東京都消費生活基本計画(概要)

・基本的考え方:消費者被害をなくし、誰もが正確な情報に基づき、商品・サービスを選択・購入できるなど、消費生活の安全・安心の実現を図る。

・消費者が消費行動を通じて社会に参加し、「消費者市民社会」の実現にむけ、消費者教育が必要。

○5年間で重点的に取り組むべき施策

- ・重点施策1:高齢者・若者等を狙う悪質事業者の取り締まりと市場からの排除
- ・重点施策2:ライフステージに応じた消費者教育の推進

消費者教育推進計画を策定し、消費者団体・事業者団体教育機関等の関連機関との連携により推進。

・重点施策3:消費生活に関連する情報の戦略的な収集と発信

・重点施策4:東京都消費生活総合センターの機能の充実

消費者教育推進に向けての取組

○消費者教育推進計画の策定:東京都として体系的な消費者教育を推進していくための基本指針

○消費者教育アクションプログラム(仮)の策定
消費者教育を効果的に推進するため、具体的に取り組むための行動計画

○消費者教育推進地域協議会の設置
構成員:学識経験者、消費者団体、事業者団体、教育関係者など

【ワークショップ(9グループ)と発表】

●テーマ「消費者教育推進法をどう活かす!」をもとに、キーワードを発表。

- ・連携(地域—自治会・子ども会・老人会他、さまざまな団体)と普及。
- ・情報収集と意見交換(共有)。情報発信(表現、個人)。場づくり、機会の創造、伝え方。
- ・消費者グループフォーラムの開催(文科省との連携)。
- ・リスクコミュニケーション、コミュニケーターの活用。
- ・消費者教育の講師養成、人材育成(広める人・伝える人)
- ・住民自ら声を上げる—ボトムアップ!
- ・継続的な情報提供(自身の向上)、対応力の向上。
- ・私たち自身が発信者となる意識!!
- ・「消費者市民社会」実現のために、行政への情報伝達+検索システムの構築、体系的・継続的教育、予算・施設利用→学習会の実現。
- ・出かけよう。体験しよう。発信しよう。つながろう。あきらめない!!
- ・高齢者への対応。
- ・買い物の前の教育を!子ども・学生・地域での学習の場と機会を。「金銭教育」、「食」、「環境(未来)」を重視。

【報告 事例紹介】

<東京都生活協同組合連合会消費者行政連絡会より>

○平成20年度より東京都との協働事業を実施

広報誌での啓発活動、若者の消費者被害をなくすミニ冊子を作成、シンポジウム開催、クイズで学ぶ!消費者力アップ!(PC・携帯で)、消費者力検定講座等。

<多摩のくらしを考えるコンシューマーズ・

ネットワークより>

○東京市町村自治調査会多摩交流センター助成事業

「多摩エンジョイ講座」を実施

多摩の大気測定、環境学習会、森林セラピー体験等。

【閉会挨拶】

今日は、いろいろな団体、グループ、個人の熱心な方が集まった。人は人に騙される、手段は色々であっても、人ではないでしょうか。今日集まり、横の連携を大事にし、発展させることができれば、暑い中、集まった甲斐があったと思います。



笹波真智子さん

(多摩のくらしを考えるコンシューマーズ・ネットワーク)

【アンケート結果概要】 アンケート回収:43枚

○基調講演はいかがでしたか。

・国の動き、都の動きがよくわかった。自主的な行動をしていかなければならない。

○ワークショップはいかがでしたか。

- ・いろいろな立場の人たちと話ができて、有意義でした。
- ・もう少し時間がほしかった。グループとしての話が煮詰まらなかった。
- ・5~6名で意見を出し合うと、消費者教育のイメージが具体化されていくことを実感。

○本日の「多摩地域の消費者団体交流会」はいかがでしたか。

・今後も続けて頂きたい。各行政の方にも参加していただけると、もっと良くなると思う。

《まとめ》

国や都の取り組みがよくつかめ、多彩な参加者と活発な意見交換で、充実した交流会でした。消費者教育推進の担い手として主体的な動きを展開していきましょう。

	全 体	高 齢 者	学 校 教 育 現 場
情報収集(学ぶ)・発信	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活審議会の傍聴 ・消費者被害の実態を学ぶ ・関係者相互の情報共有及びML(連絡網)の構築 ・購入する前に、不明な点を専門家に相談 ・身近な会で、消費者被害を話題にする ・リコール製品情報の伝達方法の工夫 ・食を通じて社会や環境とのつながりを伝えていく ・情報誌やメルマガに消費者問題+α ・消費者の定義を確認し、市民に広げる ・人(地域や生協組合員)が集まる場での啓発につながる情報発信 ・各行政の情報開示 ・幸せな消費者=かきこい消費者の視点の「みえる化」 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害について、高齢者に継続的に情報発信(ニュース) ・生協の高齢者への見守りの一環としてリコール情報のお知らせ ・1人住まいの高齢者を訪問し、何が問題なのか知ってもらう <p>【 若 者 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学生(学生課や大学生協)への啓発 ・スマホなどでの被害防止の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害について、学校に継続的に情報発信(ニュース)
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ニュース作り(自治会) ・消費者市民社会推進計画を作る ・様々な立場、ライフステージの方々との意見交換会 ・消費者団体の交流会 ・地域から消費者被害をなくす取組 ・消費者活動をするグループづくり ・消費者教育のクラブ・サークル作り ・学習会や見学会etc講座の開催 ・地域での学習会「消費者市民社会とは」 ・自治会館で「子ども会」「老人会」対象の2回に分けた出前寸劇 ・生協組合員対象の学習会企画 ・生協組合員への教育 ・法律相談(法律家)を受けた際の消費者教育 ・巡回法教育と相談会企画 ・障害者への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に説明できる物での積極的説明 ・高齢者に向けた問題事案の周知・徹底。法教育、出前講義 ・充実・拡大(地域のセーフティネットづくり) ・消費者被害についてのシンポジウム(多様な視点) ・地域のつながりの中で、自分を守る術をともに学ぶ ・デイサービス(共有を図った上で)など来訪した高齢者施設での出前授業・寸劇 <p>【 若 者 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年者に向けた問題事案の周知・徹底。法教育、出前講義 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域でのワークショップ(消費者の権利について考える) ・学校から学習会(継続)を始めよう!!小学生からの教育。 ・学校での学習会(小・中・高・大) ・消費者被害予防のための中高生への出前講義の実現 ・子どもへの金銭教育 ・小中学生に対する消費者教育の充実(基礎としての法教育)、予防教育 ・学校教育の中で消費者教育を初めとする法教育の機会を設ける ・子ども用教育DVDを上映したい。 ・話をする時「権利であること、社会をつくることに関わること、被害救済・防止を忘れない、法律があること」を伝える
つながる(連携)	<p>連携相手⇒行政・学校・郵便局・生協・福祉事業者・病院・金融機関・消費生活センター・消費者団体・弁護士・民生委員・コンビニ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政と消費者団体との連携の強化 ・各行政と連携し、各種イベントでの法律相談 ・自治体への働きかけ(他の団体との協力・連携) ・金融機関・病院等の団体と関与する(法律家として)とき、顧客や患者等に消費者問題が生じていないか聞き取り、対応策を考える ・各団体が連携し、各団体の特性を活用した幅広い活動を具体的に行う ・消費者活動と地域活動の連携 ・横のネットワーク(懇親、意見交換) ・消費者庁と文科省との連携による、教育関係者と消費者団体の情報共有の強化 		
育成	<ul style="list-style-type: none"> ・活動する消費者団体の育成 ・消費者教育の講師育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーターの研修 ・消団連(消生連)メンバーが出前講座のノウハウを身につける 	<ul style="list-style-type: none"> ・《広める、伝える人》人材育成